

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人市・県民税課税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、個人市・県民税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

令和8年3月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人市・県民税課税事務
②事務の概要	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された申告書や課税資料を基に市・県民税額を算出し課税する。</p> <p>また、申請に基づき、所得証明書、所得・課税証明書を発行する。</p> <p>個人市・県民税課税事務では、特定個人情報を次の事務で使用する。</p> <p>①個人市・県民税の課税事務 ②所得証明書、所得・課税証明書の発行</p> <p>番号法の別表に基づき、必要な情報を「副本」として中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携(提供と照会)を行う。</p>
③システムの名称	<p>1. 個人市・県民税システム 2. 税申告システム 3. eLTAX 4. 宛名システム 5. 団体内統合利用番号連携サーバー 6. 中間サーバー 7. マイナポータル</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
個人市・県民税課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条(利用範囲)第1項別表 24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という)第2条の表 (1)情報提供の根拠 命令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、139、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (2)情報照会の根拠 命令第2条の表 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策企画部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	政策企画部税務課市民税係 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1439
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスを防止するため、事務処理手順をマニュアル化し担当間で共有している。また、住基ネット照会を行う際は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているほか、照会やシステムへの入力の際には必ず複数人で確認を行うようにしている。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書類棚に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳ネットワークシステム等システムへのアクセス可能な職員を、静脈認証等とパスワード認証(2段階認証)によって限定しており、アクセス可能な職員は年度ごとに更新し、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないかを確認しているほか、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への教育研修を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月16日	4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)	事前	番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
平成28年9月16日	4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 第1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、23、25、28、31、34、35、36、37、38、40、43、44、47、49、50、51、54、55、58、59条	(情報提供の根拠) 第1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、22の2、23、24、25、26の3、28、31、34、35、36、37、38、39、40、43、43の2、44、44の2、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59条	事前	番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
平成29年9月6日	5. ②所属長	税務課長 田中 慶治	税務課長 杉本 光男	事後	組織変更
平成29年9月6日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	直通電話開設
平成29年9月6日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部税務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	市民部税務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1439	事後	直通電話開設
平成30年6月11日	4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 第1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、22の2、23、24、25、26の3、28、31、34、35、36、37、38、39、40、43、43の2、44、44の2、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59条	(情報提供の根拠) 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条	事後	法の改正に伴う変更
令和1年6月28日	I-5-②	税務課長 杉本 光男	税務課長	事後	
令和1年6月28日	IV	-	新様式への変更に伴い、IⅣ「リスク対策」について記載	事後	
令和2年6月10日	II-1	2015/4/30	2020/5/29	事後	時点修正
令和2年6月10日	II-2	2015/4/30	2020/5/29	事後	時点修正
令和4年7月22日	4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	法の改正に伴う変更
令和4年7月22日	4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条	(情報提供の根拠) 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条	事後	法の改正に伴う変更
令和4年7月22日	4. ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法の改正に伴う変更
令和6年3月29日	5. ①部署	市民部税務課	政策企画部税務課	事後	組織変更
令和6年3月29日	8. 連絡先	市民部税務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1439	政策企画部税務課市民係 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1439	事後	組織変更
令和7年3月25日	I-1-②	番号法別表第二に基づき	番号法の別表に基づき	事後	法の改正に伴う変更
令和7年3月25日	I-3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の16の項 第9条第3項	1. 番号法第9条(利用範囲)第1項別表 24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I-4-②	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条(情報照会の根拠)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という)第2条の表(1)情報提供の根拠 命令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、139、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、177、178、179の項 (2)情報照会の根拠 命令第2条の表 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他 の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)</p>	事後	法の改正に伴う変更
令和7年3月25日	IV-8	—	<p>(人為的ミスが完了するリスクへの対策は「十分である」)</p> <p>(判断の根拠) 人為的ミスを防止するため、事務処理手順をマニュアル化し担当間で共有している。 また、住基ネット照会を行う際は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているほか、照会やシステムへの入力の際には必ず複数人で確認を行うようにしている。 また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書類棚に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考</p>	事後	様式変更
令和7年3月25日	IV-11	—	<p>(最も優先度が高いと考えられる対策) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>(当該対策は十分か) 十分である</p> <p>(判断の根拠) 住民基本台帳ネットワークシステム等システムへのアクセス可能な職員を、静脈認証等とパスワード認証(2段階認証)によって限定しており、アクセス可能な職員は年度ごとに更新し、アクセス権限の適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないかを確認しているほか、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への教育研修を行っている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	様式変更
令和8年3月23日	II-1	令和2年5月29日 時点	令和7年5月29日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和8年3月23日	II-2	令和2年5月29日 時点	令和7年5月29日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和8年3月23日	I-1-③	<p>1. 個人市・県民税システム 2. 税申告システム 3. eLTAX 4. 宛名システム 5. 団体内統合利用番号連携サーバー 6. 中間サーバー</p>	<p>1. 個人市・県民税システム 2. 税申告システム 3. eLTAX 4. 宛名システム 5. 団体内統合利用番号連携サーバー 6. 中間サーバー 7. マイナポータル</p>	事後	時点修正